

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アール・イー・ジャパン株式会社 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第38条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する建築基準法(昭和25年法律第201号以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の業務に係る1件当たりの申請手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認、中間検査又は完了検査の手数料)

第2条 申請手数料は、本表による。

単位：円

区分	床面積区分	確認(電子)	確認	中間(電子)	中間	完了(電子)	完了
法第6条第1項第3号で審査検査省略を受けるもの	100㎡以下	40,000	50,000	40,000	50,000	48,000	60,000
	200㎡以下	44,000	55,000	44,000	55,000	56,000	70,000
地上3階以下の一戸建て住宅	100㎡以下	80,000	100,000	56,000	70,000	56,000	70,000
	200㎡以下	96,000	120,000	60,000	75,000	60,000	75,000
	300㎡以下	112,000	140,000	64,000	80,000	64,000	80,000
上記以外のもの	100㎡以下	90,000	110,000	60,000	75,000	70,000	85,000
	200㎡以下	121,000	145,000	65,000	80,000	80,000	100,000
	300㎡以下	162,000	195,000	70,000	85,000	110,000	135,000
	500㎡以下	203,000	245,000	100,000	120,000	120,000	145,000
	1,000㎡以下	244,000	295,000	150,000	180,000	180,000	220,000
	2,000㎡以下	285,000	345,000	200,000	240,000	300,000	360,000
	3,000㎡以下	356,000	430,000	220,000	265,000	330,000	400,000
	4,000㎡以下	427,000	515,000	250,000	300,000	350,000	420,000
	5,000㎡以下	498,000	600,000	300,000	360,000	440,000	480,000
	6,000㎡以下	569,000	685,000	320,000	385,000	430,000	520,000
	7,000㎡以下	640,000	770,000	350,000	420,000	450,000	540,000
	8,000㎡以下	711,000	855,000	370,000	445,000	480,000	580,000
	9,000㎡以下	782,000	940,000	390,000	470,000	490,000	590,000
10,000㎡以下	853,000	990,000	400,000	480,000	500,000	600,000	
10,000㎡超	見積提示による合議とする。						

- 電子とは、一の申請を当社業務規程で定める電子申請システムで行い、かつ、証書等の電子交付をするもの(メール等の媒体を除く)
- 新築工事における建築物に適用する。
- 上記の表を基本手数料とし、その他オプションは別表による。
- 遠隔地における検査業務については検査業務等旅費規程に定める額を一の申請事に検査手数料に加算する。
- 中間検査及び完了検査は1回あたりの手数料とする。

7. 直前の確認（計画変更を含む）または中間検査合格証を REJ 以外の者から受けている場合の手数料の算定方法は、確認申請手数料に相当する額を、基本手数料に加算した額とする。
8. 新築以外の申請をする場合の手数料の算定方法は、確認申請書第 4 面第 12 合計欄の床面積から算定した金額を基本額とし、次の各号に掲げる調査結果報告書（既存建築物の現況調査ガイドライン（令和 6 年 12 月）に基づき作成されたもの）に限り、それ以外の取り扱いは行わない）に応じた割合を乗じた額とする。
- 一 一戸建て住宅
建築士又は当社が指定する調査者が作成した報告書 120%
 - 二 一戸建て住宅以外の建築物
当社が指定する調査者が作成した報告書 150%
 - 三 前二号以外 200%
- なお、直前の処分を REJ から受けている場合に基準となる床面積は、4 面第 12 欄 申請部分の面積に、申請以外の面積の 2 分の 1 を加算した合計とする。
9. 計画の変更をする場合の手数料の算定方法（変更前の原形をとどめないもの又は、直前の確認が REJ 以外の者から受けているものを除く。）は、次の各号によるものとする。
- 一 上記により算定した額の 1/2 の額を適用する。
 - 二 計画変更により第 3 項の適用を受けるものは、当該例により算定した額も適用する。

（別表）省エネ仕様基準又は誘導仕様基準による加算

単位：円

区分	加算額
3 階以下の木造一戸建ての住宅	加算なし
上記以外の一戸建ての住宅	30,000
共同住宅等	住戸数×5,000

（別表）構造適判不要審査（ルート 2 基準、小規模伝統的木造建築物等基準）による加算 ※構造棟数ごと 単位：円

床面積区分	加算額
500 m ² 以下	100,000
500 m ² 超 2000 m ² 以下	150,000
2000 m ² 超 5000 m ² 以下	200,000
5000 m ² 超 10000 m ² 以下	250,000
10000 m ² 超	別途見積もりによる

（別表）構造上の棟数 2 以上の場合に係る加算

単位：円

一戸建ての住宅	20,000×構造上の棟数－1
一戸建て住宅以外の建築物	30,000×構造上の棟数－1

（別表）耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法、限界耐力計算法等の加算

単位：円

耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法等	別途見積もりによる
限界耐力計算法等	別途見積もりによる

(別表) 省エネ適合判定等による完了検査の加算

単位：円

区分	加算額
一戸建ての住宅	加算なし
上記以外のもの	完了検査手数料の 50%

- ・建設評価書の交付を受ける場合は加算しない。
- ・全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は、用途によらず 33,000 円の加算とする。

(別表) 軽微な変更による審査、完了検査における追加説明書による審査

単位：円

区分	手数料
規則第 3 条の 2 に係る軽微な変更	提出 1 回当たり 3,000 円
完了検査における追加説明書に係る机上審査	確認審査手数料の 1/2 の金額

- ・検査の前に提出された軽微な変更届については、検査の申請時に検査手数料に加算する。
- ・完了検査の指摘として変更説明書（軽微なもの）を求める場合も、上記の軽微な変更と同様とする。
- ・中間検査の結果において計画変更の後の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査を要する場合の手料金は、検査対象床面積に 10 分の 1 を乗じて得た面積として前各項を適用する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第 3 条 仮使用認定の認定申請に係る手数料の額に係る算定方法は次による。

単単位：円

区分	手数料
1 回目	完了検査手数料の 80%
2 回目以降	完了検査手数料の 50%

2. 仮使用認定において省エネ検査を伴う場合は上記の手数料に省エネ適合判定等に係る完了検査の割増料金を加算する。
3. 当該認定において、一の認定を継続するためにあらかじめ変更される場合を想定した仮使用区画が含まれる場合の額は、前項の額に 35,000 円を加算する。
4. 直前の確認または中間検査合格証を REJ 以外の者から受けている場合の手料金は、基本額に、第 2 条の規定により算定した確認申請手数料の額を加算した額とする。
5. 仮使用認定を REJ で受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前各項を適用した額とする。
 - 一 仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用した額に 50% を乗じた額とする。
 - 二 仮使用認定を行う部分（床面積）が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対する額と、当該増加する床面積に対する額を合算した額とする。
 - 三 規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、35,000 円とする。
6. 仮使用認定を REJ 以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に 1.5 倍を乗じた額」と、第一号中「50%」とあるのは「75%」と、第二号中「床面積以外の部分の床面積」とあるのは「床面積以外の部分の床面積に 1.5 倍を乗じた額」と、第三号中「35,000 円」とあるのは「60,000 円」とそれぞれ読み替えて適用する。
7. 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。

(指定建築設備等に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第4条 指定建築設備の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

単位：円

申請対象物（1基ごと）	確認	計画変更	完了検査基本額	再検査	仮使用認定
エレベーター又はエスカレーター	68,000	34,000	62,000	31,000	62,000
型式部材等製造者認証であるエレベーター	40,000	20,000	40,000	20,000	40,000
小荷物昇降機（フロアタイプのものに限る）	66,000	33,000	62,000	31,000	62,000
第12条3項の規定による特定行政庁が指定する建築設備	68,000	34,000	62,000	31,000	62,000

2. 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。

- 一 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表の「確認基本額」の欄の額とする。
- 二 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。
- 三 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。
- 四 仮使用認定において直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。
- 五 建築の申請に含まれる場合の手数料は、上記金額の2分の1の額を第2条の申請手数料に加算する。
- 六 前各項に定めるもののほか、前条第7項の規定を準用する。

(指定工作物に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第5条 指定工作物の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

単位：円

申請対象物		確認基本額	計画変更	完了検査基本額	再検査	仮使用認定基本額	建築と同時認定
令138条第1項に掲げるもの	高さが13三課（擁壁においては5m以下）	40,000	20,000	40,000	20,000	40,000	28,000
	高さが13mを超（擁壁においては5m超）	60,000	30,000	60,000	30,000	60,000	56,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	遊戯施設	380,000	190,000	380,000	200,000	560,000	—
	上記以外のもの	47,000	25,000	49,000	25,000	72,000	—

2. 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。

- 一 新築による場合 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。
- 二 上記以外の場合 申請対象物が、2基あるものとみなした額とする。
- 三 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は本表の「確認基本額」の欄の額とする。

四 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。

五 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。

六 建築の申請に含まれる場合の手数料は、上記金額の 2 分の 1 の額を第 2 条の申請手数料に加算する。

七 前各項に定めるもののほか、第 4 条第 7 項を準用する。

(出張旅費)

第 6 条 遠隔地として REJ が指定する区域に完了検査、中間検査又は仮使用認定を依頼する場合、第 3 条の「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算する。

2 第 5 条及び第 6 条の出張旅費については、出張旅費規程第 3 条の規程中 200 m²以下として加算する。

3 複数の検査について、対象建築物等が同日及び連続し、かつ、出張旅費規程の別表で定める同一方面に出張して REJ が合理的に検査を行うことのできる場合の前 2 項の適用については、建築主、築造主、若しくは設置者、又は工事監理者に係るもの場合は出張旅費を一の検査業務とみなすことができる。

4 前項の適用において、対象建築物等の検査地が出張旅費規程の別表で定める区分のうち 2 以上の区分にわたる場合の前項の適用については、もっとも遠方の区分による。

(確認済証等の証明書の交付)

第 7 条 何人であっても、REJ に対して確認済証の証明を願い出ることができる。また、REJ は、この願い出により確認済証等の証明書を発行しなければならない。

2 前項の証明書の発行に係る必要な事項は、次による。

- 一 証明書の発行の願い出は、REJ が別途定める様式で行うこと。
- 二 証明書の発行手数料は 1 通あたり 2,000 円とする。
- 三 手数料の収納方法は、業務規程第 40 条及び第 41 条を準用する。
- 四 手数料の支払い期日は、願い出た日とする。

(雑則)

第 8 条 REJ は、市場価格等を勘案し、各手数料の額を変更する事ができる。

(補則)

第 9 条 この規程に定めのないものについては、REJ と申請者又は申請者の代理者と協議して定めるものとする。

2 この規程で想定していない特殊な審査を要求されるもの、定めのない特殊な構造方法を用いた建築物、審査に著しく時間を要するものとして REJ が判断したものについて、REJ と申請者又は申請者の代理者と協議して第 2 条から第 6 条までの額を変更することができる。

附則

制定時

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

第 2 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

第3回目改定時

(施行期日)

この規程は平成17年10月1日から施行する。

第4回目改定時

(施行期日)

この規程は平成19年6月20日から施行する。

第5回目改定時

(施行期日)

この規程は平成20年6月20日から施行する。

第6回目改定時

(施行期日)

この規程は平成21年1月15日から施行する。

第7回目改定時

(施行期日)

この規程は平成21年9月1日から施行する。

第8回目改定時

(施行期日)

この規程は平成22年1月1日から施行する。

第9回目改定時 平成24年6月12日

(施行期日)

この規程は平成24年7月1日から施行する。

第10回目改定時 平成26年4月1日

(施行期日)

第1条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

2 改正前の規定において、「ポイント」とあるのは、平成26年6月30日（以下「基準日」という。）を期限として廃止する。ただし、基準日が到来する日までの第2条から第6条までの規定中「手数料」とあるのは、「手数料及びポイント」と読み替えて適用し、ポイント数は従前の例による。

3 改正前の規定において、「景品等の交換」については、平成26年6月30日を期限として廃止する。

4 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第2条から第6条中、徴収規定に限りこの規定を適用する。

(個別契約特約条項の更改等)

第3条 本則第10条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJと申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第11回改定時 平成27年6月1日

(施行期日)

第1条 この規程は平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第6条の3第1項ただし書の規定を適用する場合を除く。）、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例によ

る。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 12 回改定時 平成 27 年 10 月 22 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 10 月 22 日に、確認申請においては事前審査の引受け日から、中間検査、完了検査又は仮使用認定においては、当該業務の引受け日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

(第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条の改正)

第 4 条 第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条中「、中間検査及び完了検査」を削る。

第 13 回改定時 平成 28 年 4 月 18 日（一部平成 28 年 4 月 25 日）

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

第 14 回改定時 平成 28 年 10 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（ルート 2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 15 回改定時 平成 29 年 5 月 10 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（省エネ判定、ルート 2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

第 16 回改定時 平成 30 年 2 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物についても、完了検査、中間検査及び仮使用認定から適用する。

第 17 回改定時 平成 30 年 10 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 30 年 10 月 1 日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第 2 条及び第 3 条の規定を適用する。

第 18 回改定時 平成 31 年（2019 年）1 月 7 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 31 年 1 月 7 日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規定の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているものに係る確認検査の業務について、本則第 2 条及び第 3 条の規定を適用する。

第 19 回改定時 令和元年（2019 年）10 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規定は令和元年 10 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定に係る業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規定の適用の際、現に 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 m²を超えるものについては、新料金を適用する。

第 20 回改定時 令和 2 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規定は令和 2 年 4 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規定の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 m²を超えるものについては、新料金を適用する。

第 21 回改定時 令和 5 年 7 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規定は令和 5 年 7 月 1 日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 22 回改定時 令和 7 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規定は令和 7 年 4 月 1 日に確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 23 回改定時 令和 7 年 7 月 1 日

（施行期日）

第 1 条 この規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に提出された確認申請に係る手数料について適用する。

（経過措置）

第 2 条 令和 8 年 6 月 30 日までに提出された確認申請に係る計画変更申請、中間検査及び完了検査の手数料については、従前の例による。